看護六法

令和7年版

看護行政研究会　編集

新日本法規

第１編　基本法令及び通知

第１章　基本法令

○保健師助産師看護師法

（昭和23年７月30日　法律第203号）

改正　昭25・３・31法 34
同26・４・14同147
同26・11・６同258
同27・12・22同316
同28・８・15同213
同29・４・22同 71
同29・６・１同136
同42・８・１同120
同43・６・１同 84
同44・６・25同 51
同56・５・25同 51
同57・７・23同 69
平５・11・12法 89
同５・11・19同 90
同10・６・12同101
同11・７・16同 87
同11・12・22同160
同13・６・29同 87
同13・12・12同153
同18・６・21同 84
同21・７・15同 78
同25・６・14同 44
同26・６・４同 51
同26・６・13同 69
平26・６・25法 83
同30・６・27同 66
令４・６・17同 68
同５・６・16同 63
（未施行につき、該当条文末尾の編注参照）

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　免許（第７条―第16条）
第３章　試験（第17条―第28条の２）
第４章　業務（第29条―第42条の３）
第４章の２　雑則（第42条の４―第42条の６）
第５章　罰則（第43条―第45条の３）
附則

第１章　総則

〔法律の目的〕

第１条　この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

（平13法153・一部改正）

〔保健師の定義〕

第２条　この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

（平11法160・平13法153・一部改正）

【参照】「免許」＝法７・12　旧規則による保健婦＝法51Ⅱ

〔助産師の定義〕

第３条　この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

（平11法160・平13法153・一部改正）

【参照】「免許」＝法７・12　旧規則による助産婦＝法52Ⅱ

第４条　削除（昭26法147）

〔看護師の定義〕

第５条　この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

（昭26法147・平11法160・平13法153・一部改正）

【参照】「免許」＝法７・12　旧規則による看護婦＝法53Ⅱ　旧規則による看護人＝法60　旧法による甲種看護婦＝改正法（昭26法147）附則Ⅲ

〔准看護師の定義〕

第６条　この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

（昭26法147・平13法153・一部改正）

【参照】「免許」＝法８・12　「医師」＝医師２　「歯科医師」＝歯医２　旧規則による看護人＝法60　旧規則による准看護婦＝法59

第２章　免許

〔保健師・助産師・看護師の免許〕

第７条　保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

２　助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

３　看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（昭26法147・平11法160・平13法153・平18法84・一部改正）

【参照】「保健師国家試験」＝法17～19　「助産師国家試験」＝法17・18・20　「看護師国家試験」＝法17・18・21　「免許」＝法12　「免許」申請手続＝令１の３Ⅰ、規１の３・７　罰則＝法43　旧法による甲種看護婦国家試験合格者＝改正法（昭26法147）附則Ⅲ

〔准看護師の免許〕

第８条　准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（昭26法147・平13法153・一部改正）

【参照】「准看護師試験」＝法17・18・22　「免許」＝法12　「免許」申請手続＝令１の３Ⅱ、規２　罰則＝法43

〔欠格事由〕

第９条　次の各号のいずれかに該当する者には、前二条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。

一　罰金以上の刑に処せられた者

二　前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三　心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四　麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（昭26法147・昭29法71・一部改正、平13法87・一部改正・旧第10条繰上、平13法153・一部改正）

【参照】「厚生労働省令で定めるもの」＝規１・１の２　「麻薬」＝麻薬２一　「大麻」＝大麻１　「あへん」＝あへん３二

〔保健師籍・助産師籍・看護師籍〕

第10条　厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第14条第１項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

（昭26法147・平11法160・一部改正、平13法87・旧第11条繰上、平13法153・平18法84・一部改正）

【参照】「登録」事項＝令２Ⅰ、規３

〔准看護師籍〕

第11条　都道府県に准看護師籍を備え、登録年月日、第14条第２項の規定による処分に関する事項その他の准看護師免許に関する事項を登録する。

（昭26法147・一部改正、平13法87・旧第12条繰上、平13法153・平18法84・一部改正）

【参照】「登録」事項＝令２Ⅱ、規４

〔免許の付与及び免許証の交付〕

第12条　保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによつて行う。

２　助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによつて行う。

３　看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによつて行う。

４　准看護師免許は、准看護師試験に合格した者の申請により、准看護師籍に登録することによつて行う。

５　厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

（昭26法147・平11法160・一部改正、平13法87・一部改正・旧第13条繰上、平13法153・平18法84・一部改正）

【参照】「登録」事項の変更＝令３、規５・７　「登録」の抹消＝令４・５、規５の２　「免許証」の書換え交付・再交付・返納＝令６～８、規７

〔意見の聴取〕

第13条　厚生労働大臣は、保健師免許、助産師免許又は看護師免許を申請した者について、第９条第３号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により当該申請に係る免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

２　都道府県知事は、准看護師免許を申請した者について、第９条第３号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により准看護師免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該

申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

（平13法87・追加、平13法153・一部改正）

【参照】「掲げる者」＝規１

〔免許の取消し等〕

第14条　保健師、助産師若しくは看護師が第９条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

一　戒告

二　３年以内の業務の停止

三　免許の取消し

２　准看護師が第９条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

一　戒告

二　３年以内の業務の停止

三　免許の取消し

３　前二項の規定による取消処分を受けた者（第９条第１号若しくは第２号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあつた者として前二項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して５年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第12条の規定を準用する。

（昭26法147・平11法160・平13法87・平13法153・平18法84・一部改正）

【参照】行政処分に関する通知＝令９　罰則＝法44の３　登録抹消の制限＝令５の２　籍の抹消の申請手続＝規５の２

〔免許取消し又は業務停止の処分の手続〕

第15条　厚生労働大臣は、前条第１項又は第３項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

２　都道府県知事は、前条第２項又は第３項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ准看護師試験委員の意見を聴かなければならない。

３　厚生労働大臣は、前条第１項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

４　行政手続法（平成５年法律第88号）第３章第２節（第25条、第26条及び第28条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第15条第１項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第３項（同法第22条第３項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第16条第４項

並びに第18条第１項及び第３項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第19条第１項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第20条第１項、第２項及び第４項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第６項及び同法第24条第３項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5　厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。

6　都道府県知事は、第３項の規定により意見の聴取を行う場合において、第４項において読み替えて準用する行政手続法第24条第３項の規定により同条第１項の調書及び同条第３項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

7　厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第22条第２項本文及び第３項の規定は、この場合について準用する。

8　厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第６項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

9　厚生労働大臣は、前条第１項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

10　前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間をおいて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　前条第１項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二　当該処分の原因となる事実

三　弁明の聴取の日時及び場所

11　厚生労働大臣は、第９項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

12　第10項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

13　都道府県知事又は医道審議会の委員は、第９項又は第11項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

14　厚生労働大臣は、第３項又は第９項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴

取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該処分に係る者の氏名及び住所

二　当該処分の内容及び根拠となる条項

三　当該処分の原因となる事実

15　第３項の規定により意見の聴取を行う場合における第４項において読み替えて準用する行政手続法第15条第１項の通知又は第９項の規定により弁明の聴取を行う場合における第10項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

16　都道府県知事は、前条第２項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事による弁明の機会の付与に代えて、准看護師試験委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。

17　第10項、第12項及び第13項の規定は、准看護師試験委員が前項の規定により弁明の聴取を行う場合について準用する。この場合において、第10項中「前項」とあるのは「第16項」と、「前条第１項」とあるのは「前条第２項」と、第12項中「第10項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第17項において準用する第10項」と、第13項中「都道府県知事又は医道審議会の委員」とあるのは「准看護師試験委員」と、「第９項又は第11項前段」とあるのは「第16項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

18　第３項若しくは第９項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合、第11項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合又は第16項の規定により准看護師試験委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第３章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（昭26法147・昭42法120・昭44法51・平５法89・平11法87・平11法160・平13法87・平13法153・平25法44・平26法69・一部改正）

【参照】「医道審議会」＝厚設10　「准看護師試験委員」＝法25　「代理人」＝民99～118

〔編注〕　本条は、令５法63で次のように改正され、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

第15条第４項中「第15条第１項」の下に「及び第３項（同法第22条第３項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第３項」を「同法第15条第４項」に改め、「「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、」を削る。

〔保健師等再教育研修〕

第15条の２　厚生労働大臣は、第14条第１項第１号若しくは第２号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第３項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「保健師等再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

２　都道府県知事は、第14条第２項第１号若しくは第２号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第３項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定